

「未利用口座管理手数料」の新設のお知らせ

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では長期間ご利用されていない預金口座が、金融犯罪に利用されることを未然に防止することを目的として、下記のとおり「未利用口座管理手数料」（以下、「手数料」という。）を新設することといたします。

未利用口座として対象となったお客様には、当金庫からお取引状況をお知らせした上で口座を管理する費用として手数料をご負担いただきます。また、口座の残高が手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって手数料としてご負担いただいた上で、口座を解約させていただきます。

なお、未利用口座の対象となる口座は、最後のご利用から2年以上、預入れまたは払戻しがない口座が対象となりますので、長期間ご利用のない口座をお持ちの場合は早期の解約をお願い申し上げます。

当金庫では、今後もお客様への安心安全のために、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

取扱開始日	令和5年4月1日（初回手数料引落日 令和7年7月予定）
対象となる口座	次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の手数料をご負担いただきます。 ① 対象となる口座は、普通預金口座（定期性総合口座を含む）、及び貯蓄預金口座。 ② 預入れまたは払戻し（利息の元本組入れ、及び本件手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと。 ③ 預金残高が1万円未満であること。 ④ 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などのお取引がないこと。 ⑤ 同一店舗において、お借入れがないこと。
未利用口座の管理手数料について	年間1,320円（税込み） お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象口座となった場合当金庫からご案内を差し上げて一定期間（3ヵ月）経過後もお取引がない場合に、年間手数料をいただきます。
対象となった口座の解約について	口座の残高が手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって手数料をいただいた上で、口座を解約させていただきます。 ※初回解約日 令和7年7月予定